

# 建築士法施行令及び建設業法施行令の一部を改正する政令案の概要

平成 20 年 3 月  
国 土 交 通 省

## 1 . 背景

建築士法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 92 号）が平成 18 年 12 月に公布されたことに伴い、同法を実施するため、建築士法施行令及び建設業法施行令を改正することを予定しております。

## 2 . 改正概要

### （ 1 ）建築士法施行令

中央指定登録機関に対する一級建築士の登録手数料を 19,200 円とする。  
一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書の書換え交付又は再交付の際の手数料を 5,900 円とする。

構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付の際の手数料を 14,300 円とする。

構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付又は再交付の際の手数料を 5,900 円とする。

一級建築士の受験手数料を 19,700 円とする。

（平成 21 年以降に実施される試験より適用）

構造設計一級建築士の講習機関及び設備設計一級建築士の講習機関（各種定期講習の講習機関及び管理建築士講習の講習機関も同じ。）の登録の有効期間を 5 年とする。

設計等の業務が再委託の制限の対象となる多数の者が利用する建築物につき、建築士法第 24 条の 3 第 2 項の政令で定めるものは共同住宅とし、政令で定める規模は階数が 3 で、かつ、床面積の合計が 1,000 平方メートルのものとする。

### （ 2 ）建設業法施行令

一括下請負の全面的な禁止の対象となる重要な建設工事を、共同住宅を新築する建設工事とする。

専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事の種類について規定ぶりを適正化するとともに、監理技術者資格者証及び講習制度の対象範囲拡大に係る必要な規定の整備を行う。

## 3 . スケジュール（予定）

公布：平成 20 年 5 月上旬

施行：平成 20 年 11 月下旬